

基安労発1128第1号
平成24年11月28日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

ノロウイルスによる感染性胃腸炎の予防対策等の周知等について

ノロウイルスによる感染性胃腸炎については、平成18年12月18日付け基安労発1218001号にて通知しているところであるが、国立感染症研究所・感染症情報センターのノロウイルス検出状況の報告によると、今冬はシーズン当初から同ウイルス検出の報告が著しく増加しており、例年を上回る流行となるおそれがある。

そのため、事業場において、ノロウイルスによる感染性胃腸炎が発生した場合には、感染した者の吐ぶつ等から他の労働者への二次感染が想定されることから、ノロウイルスに関する基礎知識や感染予防等についてまとめた「ノロウイルスに関するQ&A」を参考に、吐ぶつ等の適切な処理、手洗い等の衛生管理について、改めて、関係事業者等に対して周知及び指導されたい。

○「ノロウイルスに関するQ&A」

(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>